

三重県立総合医療センター医薬品調達業務企画提案コンペ選定要領

1 はじめに

この要領は、三重県立総合医療センター医薬品調達業務が円滑に遂行できるよう、受託者を決定するにあたり、企画提案コンペにより提出のあった企画提案書等の選定方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 評価基準

- (1) 提出された企画提案書をもとに評価し、「医薬品調達業務仕様書」「医薬品調達業務選考評価基準」等に基づき採点を行う。
- (2) 評価する項目（審査項目）および各審査項目に対する評価基準及び評価点数は「医薬品調達業務選考評価基準」のとおりとし、絶対評価による採点を実施する。
- (3) 各委員の採点の総合計点により、「採点集計表」が示す数値を各企画提案業者に付与する。
- (4) 各企画提案業者から出た、メーカー毎の値引率を点数化した数値と（3）の加算分を足した数値が一番高い業者に該当メーカーの納入権を与えるものとする。